

佐賀県警察障害者活躍推進計画

佐賀県警察

第1 総論

1 機関名

佐賀県警察

2 任命権者

佐賀県警察本部長

3 計画期間

令和6年2月6日から令和11年3月31日まで

4 佐賀県警察における障害者雇用に関する課題

佐賀県警察では、障害者である職員の活躍を推進していくために、障害者の計画的な採用はもとより、障害者である職員にとって働きやすい環境や体制を整備するための各種取組を行っており、今後もこうした取組を継続していく必要があります。

5 計画の公表

本計画については、佐賀県警察ホームページに掲載します。

6 計画の周知

本計画については、県警察全体において取り組むことを内容とする通達の発出、啓発資料の作成及び配布等により、全職員に対して周知徹底を図ります。

7 計画の点検及び点検結果の公表

本計画に基づく取組状況は、毎年、障害者雇用推進チーム（後述）において点検し、必要に応じて計画の見直しや対策の改善を図ります。また、点検結果は、佐賀県警察ホームページに掲載して公表します。

第2 目標

1 採用に関する目標

各年度、6月1日時点の法定雇用率以上

（評価方法）毎年 of 任免状況通報により、法定雇用率の達成状況を把握・

進捗管理

2 定着に関する目標

職員の望まない離職の防止

（評価方法）毎年の任免状況通報の際に、前年度採用者の定着状況を把握・管理

第3 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

障害者雇用推進者として警察本部警務部警務課長を選任するとともに（令和元年9月選任）、障害者雇用推進者、人事担当部署の責任者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」（令和4年9月設置）により、ミーティングを少なくとも年1回以上、適宜の方法により開催し、本計画の実施状況の把握や点検・見直し等を行います。

また、同ミーティングには、障害者である職員に参画を呼び掛けます。

このほか、人事担当部署の職員等を障害者職業生活相談員に選任するなど、組織内の人的サポート体制を整備するとともに、必要に応じて佐賀労働局や障害者である職員が利用している支援機関等と連携を図ります（別添「障害者活躍推進体制のイメージ図」参照）。

(2) 人材面

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるほか、障害者が配属されている所属の職員を中心に、佐賀労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障害者である職員や、今後採用する障害者の能力や希望も踏ま

え、年に1回以上、面談や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。また、毎年、各所属において障害者である職員との面談を行い、職員と業務のマッチングができているか点検し、必要に応じて所属との調整を行います。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

来庁者だけではなく、障害者である職員に対する配慮のため、多目的トイレやエレベーターが未整備の県警察の施設については、改修工事等の時期に合わせた整備を行います。

新規に採用した障害者については、職場に慣れるまでの数年間は定期的に面談を行うなどして必要な配慮を行い、働きやすい職場環境の整備に努めます。

(2) 募集・採用

これまで実施してきた障害者を対象とする採用選考を引き続き実施します。また、障害者が希望する場合は、採用選考試験時には点字試験問題の使用等といった受験上の配慮を行います。

さらに、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- 特定の障害を排除又は特定の障害に限定
- 自力で通勤できることといった条件の設定
- 介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定
- 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件の設定
- 特定の就労支援機関からのみの受入れ

(3) 働き方

早出遅出勤務制度等の柔軟な時間管理制度の利用を促進するほか、年次休暇等各種休暇の利用を促進します。

(4) キャリア形成

障害者である職員の希望等を踏まえつつ、実務研修等への参加を促進します。

(5) その他の人事管理

必要に応じて、健康管理室の担当者や障害者職業生活相談員による随時面談を行い、健康状況や体調の把握等を行います。

障害者である職員が希望する場合には、「ナビゲーションブック」を活用し、配置所属との情報共有を行います。

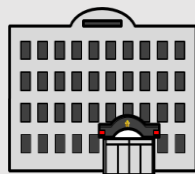
※ ナビゲーションブック… 障害者職業総合センターにより推奨されている、障害者が就職活動や職場定着を円滑に進めるためのツールで、障害者自身が就労支援を受ける過程で体験したことを基に作成するもの

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年6月27日法律第50号）等に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者が活躍する場の拡大に努めます。また、障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産、加工及び制作した物品の直売会としてマルシェの開催といった販売の場を提供します。

障害者活躍推進体制のイメージ図

相談以外のサポート体制

障害者
雇用推進
チーム障害者
雇用推進者障害者活躍
推進計画

相談サポート体制



障害者職業生活相談員

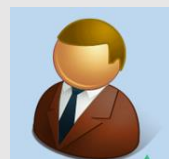
専門的な内容は
外部機関への取次等

外部の関係機関

判断が難しい場合に取次等

所属内で解決しない場合、
職業生活全般に関する相談

所属の同僚・上司

所属以外の日常生活、
症状等に関する相談業務内容や人事制度等、
職業生活に関する身近な相談

障害者である職員